

第2次坂出市男女共同参画計画(後期計画)(素案)に関する パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

令和7年12月17日～令和8年1月19日

(2) 意見の受付件数

1人 5件

2. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の内容(要約)	意見に対する市の考え方
1	市内には女性に特化し、安心して利用できる代替的な施設や活動の選択肢がほとんど見当たらない。女性が気軽に立ち寄れ、心身の安定や気分転換につながる場を確保してほしい。	貴重なご意見、ありがとうございます。
2	困難な状況にある女性や性被害者、DV・虐待の被害者の中には、居場所が知られることで生命や身体の安全が脅かされる恐れのある人や常に不安や恐怖を抱えて生活している人も存在する。事業運営の在り方や市の特別職を含めた全関係者への意識改革を強く求める。	男女共同参画社会の実現のためには、誰もが安心して生活できる環境づくりが不可欠であり、今後とも関係各課との連携を密にし、施策の推進に努めてまいりたいと考えております。 なお、本計画は本市における男女共同参画に関する施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めるものであることから、個別具体的なご意見につきましては、担当課とも共有させていただきます。
3	配食支援事業のあり方について、市関係課および市社会福祉協議会職員の意識改革が必要であると考えている。	
4	障がい者に対するタクシー券の配布対象の拡大を希望する。当事者の生活の質を向上させると同時に地域のタクシー事業の維持・存続にも寄与する施策であると考えている。	
5	行政と委員や事業者との関係性については、透明性と公平性が強く求められ、特定の団体への依存構造が固定化することは、支援の質や多様性を損なうおそれがあるため、委員選任のあり方、事業者選定のプロセス、情報公開の徹底などについて、改めて見直しと検証を行う必要があると考えている。	貴重なご意見、ありがとうございます。 事業者の選定や各種協議会委員の選任につきましては、担当課が各事業分野における特性やこれまでの経緯などさまざまな事情を考慮して実施しているところです。 なお、本計画は本市における男女共同参画に関する施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めるものであることから、個別具体的なご意見につきましては、担当課とも共有させていただきます。